別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条、第八条関係）

昭和三十六年度	八・五二六	八・五二六
昭和三十七年度	八・〇二九	八・〇二九
昭和三十八年度	七・五五九	七・五五九
昭和三十九年度	七・一一三	七・一一三
昭和四十年度	六・六九〇	六・六九〇
昭和四十一年度	六・二八九	六・二八九
昭和四十二年度	五・九〇九	五・九〇九
昭和四十三年度	五・五四九	五・五四九
昭和四十四年度	五・二〇七	五・二〇七
昭和四十五年度	四・八八四	四・八八四
昭和四十六年度	四・五七七	四・五七七
昭和四十七年度	四・二八六	四・二八六
昭和四十八年度	四・〇一一	四・〇一一
昭和四十九年度	三・七四九	三・七四九
昭和五十年度	三・五〇二	三・五〇二
昭和五十一年度	三・二六七	三・二六七
昭和五十二年度	三・〇四五	三・〇四五
昭和五十三年度	二・八三四	二・八三四
昭和五十四年度	二・六三四	二・六三四
昭和五十五年度	二・四四四	二・四四四
昭和五十六年度	二・二六五	二・二六五
昭和五十七年度	二・〇九五	二・〇九五
昭和五十八年度	一・九三三	一・九三三
昭和五十九年度	一・七八〇	一・七八〇
昭和六十年度	一・六三五	一・六三五
昭和六十一年度	一・四九八	一・四九八
昭和六十二年度	一・三六八	一・三六八
昭和六十三年度	一・二四四	一・二四四
平成元年度	一・一二七	一・一二七
平成二年度	一・〇一六	一・〇一六
平成三年度	〇・九一一	〇・九一一
平成四年度	〇・八一二	〇・八一二
平成五年度	〇・七一七	〇・七一七
平成六年度	〇・六二八	〇・六二八
平成七年度	〇・五四三	〇・五四三
平成八年度	〇・四六二	〇・四六二
平成九年度	〇・三八六	〇・三八六
平成十年度	〇・三一四	〇・三一四
平成十一年度	〇・二六三	〇・二六三
平成十二年度	〇・二一五	〇・二一五
平成十三年度	〇・一六八	〇・一六八
平成十四年度	〇・一二三	〇・一二三
平成十五年度	〇・一〇七	〇・一〇七
平成十六年度	〇・〇九一	〇・〇九一
平成十七年度	〇・〇七二	〇・〇七二
平成十八年度	〇・〇五四	〇・〇五四
平成十九年度	〇・〇三八	〇・〇三八
平成二十年度	〇・〇二四	〇・〇二四
平成二十一年度	〇・〇一二	〇・〇一二

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第八条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。附則第三条において「平成十六年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「〇・九八一」を「〇・九七八」に改める。

第一条の二第四項中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に、「四十万四千二百円」を「四十万二千九百円」に改める。

第二条中「平成二十三年四月」を「平成二十四年四月」に改める。